

令和3年第9回

座間市農業委員会定例総会

日時・令和3年9月28日（火）

午後1時30分

場所・座間市役所 6F 全員協議会室

第9回座間市農業委員会定例総会議事録

令和3年9月28日、第9回座間市農業委員会定例総会を座間市役所全員協議会室へ招集した。

会議に出席した委員

2	吉川	充	8	小野	たづ子
3	曾根	覚	9	井上	俊春
4	鈴木	寛幸	10	小泉	聡
6	飯島	英勝	11	草薙	初夫
7	大木	秀春	12	大矢	義孝

会議を欠席した委員

1	加藤	博之	5	小林	多賀雄
---	----	----	---	----	-----

会議に遅刻した委員

会議を早退した委員

会議に出席した農地利用最適化推進委員

大木 秀夫、澤田 富美雄、若菜 成之

書記は次のとおり

- | | | |
|---|------|------|
| 1 | 事務局長 | 山本浩由 |
| 2 | 次長 | 曾根和士 |
| 3 | 庶務係長 | 曾根裕次 |
| 4 | 主事 | 増島亨 |

議事日程

- 1 議事録署名委員の指名について
- 2 諸報告について
- 3 報告第17号 農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について
- 4 報告第18号 農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について
- 5 議案第40号 農地法第3条の規定に基づく許可申請について
- 6 議案第41号 農地法第5条の規定に基づく許可申請について
- 7 議案第42号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 8 議案第43号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 9 議案第44号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 10 議案第45号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について

その他

午後 1 時30分開会

議 長

ただいまの出席委員は10人で、定足数に達しております。

これより令和3年第9回座間市農業委員会定例総会を開催いたします。

それでは、本日の議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布されたとおり定めましたので、ご了承願います。

なお、1番加藤博之委員、5番小林多賀雄委員から欠席の届出が出ておりますので、ご報告いたします。

日程第1、議事録署名委員の指名について。

座間市農業委員会会議規則第18条の規定により、6番飯島英勝委員、12番大矢義孝委員の両名を指名いたします。

次に、日程第2、諸報告について。事務局より報告を求めます。

事 務 局

それでは、日程第2、諸報告をさせていただきます。資料をご覧いただきたいと存じます。

まずは1の会務報告です。今回は、令和3年8月30日（月）から令和3年9月27日（月）までの概要でございます。

先月、8月30日（月）に、この場所におきまして、令和3年第8回定例総会を開催いたしました。定例総会では、農地法第4条、1件、2筆の農地転用届出、農地法第5条、2件、4筆の市街化区域の農地転用届出について、専決処分の報告をさせていただきました。

議案としましては、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、2件、11筆、の2議案につきまして、ご審議、ご承認をいただきましたので、事後それぞれ所要の手続をさせていただきました。

9月13日（月）には横浜市内で開催された、農地情報公開システム利用促進検討会に事務局職員が出席しております。

9月22日（水）には農地部会を開催し、本日の議案について事前協議を行いました。

続きまして、2の諸証明ですが、この間の発行件数は合計4件でございます。内容は資料記載のとおりで、座間市農業委員会規程第11条の規定により、処理をさせていただきました。

諸報告は以上でございます。

議 長

ただいま、事務局より報告がございました。

報告に対して、ご質疑ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 本件報告ですので、ご了承願います。

次に、日程第3、報告第17号、農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について及び日程第4、報告第18号、農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について事務局より報告を求めます。

事務局 日程第3、報告第17号、農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について。

農地法第4条第1項第8号の規定に基づく農地転用届出について、座間市農業委員会規程第11条第2項第1号の規定に基づき別紙のとおり受理し、受理通知書を交付したので、同条第3項の規定に基づき報告します。

令和3年9月28日、座間市農業委員会事務局長、山本浩由。

日程第4、報告第18号、農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について。

農地法第5条第1項第7号の規定に基づく農地転用届出について、座間市農業委員会規程第11条第2項第1号の規定に基づき別紙のとおり受理し、受理通知書を交付したので、同条第3項の規定に基づき報告します。

令和3年9月28日、座間市農業委員会事務局長、山本浩由。

それでは、最終ページをご覧いただきたいと思います。総括表でございます。

法第4条届出についてでございます。地目は、畑、筆数は1筆、地積は396㎡、届出等件数は1件でございます。

続いて、法第5条届出でございます。地目、畑、筆数は5筆、地積は551.43㎡、届出件数は5件です。

報告につきましては以上になります。

議長 ただいま、まとめて報告がございました。

報告に対して、ご質疑ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 本件報告ですので、ご了承願います。

次に、日程第5、議案第40号、農地法第3条の規定に基づく許可申請についてを議題といたします。

それでは、事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局 日程第5、議案第40号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について。

別紙記載の農地の所有権移転許可申請は、農地法第3条第1項の規定により適切なものと認められるので議決を求めます。

令和3年9月28日、座間市農業委員会会長、井上俊春。

それでは、資料3ページをご覧ください。

譲渡人でございますが、座間市緑ヶ丘三丁目 [] にお住まいの [] さん。
譲受人は、座間市新田宿 [] にお住まいの [] さんでございます。

土地につきましては、番号1、新田宿字向新田 []、地目、田、地積、522㎡です。
案内図につきましては、資料の4ページをご覧ください。

主要地方道藤沢座間厚木線の南側に位置する市街化調整区域の田でございます。

譲受人の [] さんですが、市内で精力的に農業を営む方ございまして、現在、約2,300㎡を耕作しております。今回の申請により、 [] さんの耕作面積は約2,800㎡となり、下限面積である30アールを下回っておりますが、農地法施行令第2条第3項第3号において、位置、面積、形状等からみて一体利用しなければ利用が困難と認められるもので、現に耕作を行っている隣接所有者が権利を取得する場合は、例外的に許可できると規定されております。

資料4ページの構図をご覧いただきのですが、 []
 [] さんは、今回の当該地と北側の []、それから、東側の [] を耕作しており、 [] の東側農地との境には畦畔もなく、用排水の関係から、一体利用しなければ利用が困難であると考えられることから申請がされたものでございます。

所有する機械は、トラクター、田植機、耕耘機と一通りの農機具を所有し、農業経営をされております。

内容につきましては以上となります。ご審議よろしく願いいたします。

議長 ただいま、議案第40号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について、提案理由並びに補足説明がございました。

本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

小野農地副部長より協議概要の報告を求めます。

小野農地副部長 先ほど事務局から説明がございましたように、座間市の場合、取得面積が30アールに満たないと許可できないというふうになっておりますが、特例で、下限面積以下でも農地法の許可申請ができるということ。そして、先ほど図面のほうも見ていただ

令和3年9月28日、座間市農業委員会会長、井上俊春。

それでは、資料の5ページをご覧いただきたいと思います。

譲受人でございますが、座間市相武台三丁目 []、 [] 及び譲渡人、座間市栗原 [] さんからの申請でございます。

土地の表示でございますが、番号1、栗原字小池谷 []、地目、畑、地積、51㎡。番号2、栗原字小池谷 []、地目、畑、地積、99㎡。番号3、栗原字小池谷 []、地目、雑種地、地積、59㎡。番号4、栗原字小池谷 []、地目、原野、地積、100㎡。番号5、栗原字小池谷 []、地目、原野、地積、67㎡。番号6、栗原字小池谷 []、地目、原野、地積、106㎡。番号7、栗原字小池谷 []、地目、雑種地、地積、62㎡でございます。

場所につきましては、資料の6ページでございます。

小池のバス通り沿いにある畑、7筆でございます。

今回の転用は、農地から駐車場への転用でございます、賃借権の設定となります。

理由といたしましては、当該地の隣を駐車場として利用している譲受人が事業をしていくに当たり、現在の駐車場だけでは手狭であるため、転用し、拡大したいということです。

転用に当たっての近隣農地等への被害防除措置ですが、雑排水については敷地内処理とする事業計画となっております。

また、当該地の農地の種別ですが、当該地は住宅の用、もしくは事業の用に供する施設が連たんしている、いわゆる市街化連たんと認められますので、第3種農地となり、転用可能な農地として、県担当者と協議済みでございます。

内容につきましては以上となります。ご審議よろしくお願いたします。

議長 ただいま、議案第41号、農地法第5条の規定に基づく許可申請について、提案理由並びに補足説明がございました。

本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

小野農地副部長より協議概要の報告を求めます。

小野農地副部長 議案第41号、農地法第5条の規定に基づく許可申請についてでございますが、先日、農地部会で現地を確認してまいりました。ここは、事務局の説明のとおり、 [] が駐車場を広げたいということで現地を見ましたが、この農地の四方を農地以外で囲まれておりまして、現地は、第3種農地として適用になります。きれいに管理をさ

特例適用農地が、ひばりが丘1丁目■■■■、地目、畑、地積、1,122㎡の1筆で
ございます。

こちらの証明は、農地に係る相続税の納税猶予の特例を受けた場合に、3年ごとに
税務署に提出する引き続き農業経営を行っている旨の証明でございます。

ひばりが丘にお住まいの■■■■さんからの申請でございまして、8回目の引き続きの
証明になります。

■■■■さんは、自営で造園業をしながらの農業経営となります。平成8年の相続によ
り、案内図8ページにございます市街化区域内の生産緑地の畑、1筆を納税猶予とし
て受けられました。■■■■さんが所有する農地は、この1筆のみとなっており、耕耘機
等を所有され、管理しています。

内容につきましては以上となります。よろしくご審議お願いいたします。

議 長 　　ただいま、議案第42号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、提案理
由並びに補足説明がございました。

本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

小野農地副部長より協議概要の報告を求めます。

小野農地副部長 　議案第42号、引き続き農業経営を行っている旨の証明についてでございますが、
農業経営に関しては、先ほど事務局から説明がございました。

農地部会として現地を確認してまいりました。生産緑地のこの農地は、果樹園で、
梅林、ビワ、柿の木等、きれいに管理をされていて、特に問題なしと農地部会で判断
をいたしました。

以上です。

■■■■農地副部長の意見を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑ござい
ませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 　　それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第42号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、本案、副部長報
告は「承認」であります。副部長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手
を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 　　挙手全員。よって、議案第42号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第8、議案第43号、引き続き農業経営を行っている旨の証明についてを議題といたします。

事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局

日程第8、議案第43号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けている農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の承認を求めます。

令和3年9月28日、座間市農業委員会会長、井上俊春。

資料の9ページをご覧くださいと思います。

申請人でございますが、座間市新田宿■■■■■にお住まいの■■■■■さん。引き続き農業経営を行っている期間は、平成30年8月22日から令和3年9月28日までです。

特例適用農地ですが、新田宿字中屋敷■■■■■、地目、田、地積、991㎡でございます。

新田宿にお住まいの■■■■■さんからの申請でございます。

平成23年12月にご主人の■■■■■さんが亡くなられ、妻である■■■■■さんがこの農地を相続されました。■■■■■さんは、農地の相続に当たり相続税の納税猶予を受けられ、今回申請のあった引き続きの証明は3回目でございます。

案内図は資料の10ページをご覧くださいと思います。特別養護老人ホーム座間苑の西側にある市街化区域内の生産緑地、1筆でございます。

■■■■■さんが所有する農地につきましては、この田、1筆でございまして、主にご家族で、この農地で水稻を作付されています。農機具につきましては、耕耘機、トラクター、田植機等、一通りを所有し、適正に農地を管理されております。

内容につきましては以上になります。よろしくご審議をお願いいたします。

議長

ただいま、議案第43号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、提案理由並びに補足説明がございました。

本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

小野農地副部長より協議概要の報告を求めます。

小野農地副部長 議案第43号、引き続き農業経営を行っている旨の証明についてですが、農業経営については、先ほど事務局から説明がありました。

農地部会として先日、現地を確認してまいりました。生産緑地、稲は植えられておまして、既に稲の刈り込みがされておりました。特に問題はなしと部会で判断をい

たしました。

以上です。

議長 議案第43号の地区担当委員は大矢義孝委員です。

地区担当委員としての発言を求めます。

大矢委員 ■■■さんですが、息子さんが中心ではありますが、毎年、稲を作っておられますし、何も問題ないと思います。

以上です。

議長 農地副部会長並びに地区担当委員の意見を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第43号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、本案、副部会長報告は「承認」であります。副部会長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 挙手全員。よって、議案第43号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第9、議案第44号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について及び日程第10、議案第45号、引き続き農業経営を行っている旨の証明については、一括議題といたします。

なお、採決については個別に行いますので、それによろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは、事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局 日程第9、議案第44号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について及び日程第10、議案第45号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けている農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の承認を求めます。

令和3年9月28日、座間市農業委員会会長、井上俊春。

今回、関連案件ということで、2件まとめてご説明をいたします。

資料の11ページをご覧くださいと思います。

申請人が、座間市入谷西二丁目■■■、■■■さん。引き続き農業経営を行っ

ている期間が、平成30年8月22日から令和3年9月28日まで。

特例適用農地が、番号1、入谷西二丁目 []、地目、畑、地積、198㎡。番号2、入谷西二丁目 []、地目、畑、地積、416㎡。

続きまして、資料13ページでございます。

申請人が、同じく座間市入谷西二丁目 []、 [] さん。引き続き農業経営を行っている期間が、平成30年8月22日から令和3年9月28日まで。

特例適用農地が、番号1、入谷西二丁目 []、地目、畑、地積、965㎡のうち821.48㎡。番号2、入谷西二丁目 []、地目、畑、地積、466㎡のうち405.94㎡の、合計1,227.42㎡でございます。

この議案につきましては、 [] さんに係る相続人でありまして、長男の [] さんと、その妻の [] さんからの申請でございます。

[] さんでございますが、父親の [] さんが平成21年に亡くなられ、4筆の農地のうち、2筆を長男の [] さんが、また、残る2筆について長男の奥さん、 [] さんが相続されました。今回、引き続きの証明としましては4回目でございます。

対象地でございますが、資料の12ページ及び14ページをご覧いただきたいと思っております。

座間小学校の東側に位置する市街化区域内の生産緑地の畑でございます。

なお、 [] さんの農地ですが、当初から奥につながる専用通路と共同住宅の駐車場に使われている部分がございます。そこにつきましては、納税猶予の適用を受けるに当たって測量を行い、当初から特例の適用面積から除外しているため、土地の一部の適用となっております。

[] さんはの農業経営ですが、農機具は、耕耘機やトラクター、バインダー等を所有され、父親が亡くなる以前から長男の方が中心となり、専業でご家族で農業を営まれている方でございます。

内容につきましては以上でございます。よろしくご審議お願いいたします。

議

長

ただいま、議案第44号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について及び議案第45号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、提案理由並びに補足説明がございました。

本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

小野農地副部長より協議概要の報告を求めます。

小野農地副部長 議案第44号、45号につきましては、先ほど農業経営について事務局から説明がありました。

農地部会で現地を確認してまいりました。

まず、議案第44号ですが、この生産緑地には、サツマイモなどが植えられ、よく管理がされていて、問題はないと判断いたしました。

また、議案第45号につきましては、ネギ、サトイモ、ショウガ、そして小カブ、オクラ、ナスなどが作付され、よく管理されておりましたので、部会で特に問題はないと判断いたしました。

以上です。

議 長 議案第44号及び議案第45号の地区担当委員は吉川充委員です。

地区担当委員としての発言を求めます。

吉川委員 現地確認をいたしました。44、45号ともに副部長の説明のとおりであります。特に問題ないと思います。

議 長 農地副部長並びに地区担当委員の意見を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

まず議案第44号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、本案、副部長報告は「承認」であります。副部長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第44号は原案のとおり承認することに決しました。

次に議案第45号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、本案、副部長報告は「承認」であります。副部長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第45号は原案のとおり承認することに決しました。

以上で、議案審議は全て終了いたしました。

委員の皆様、推進委員の皆様、ここで何かご意見、ご質問ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 事務局から何かございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 それでは、令和3年第9回座間市農業委員会定例総会を閉会といたします。

午後2時08分閉会

以上の顛末をここに記載し、相違ないことを証するために署名します。

議 長 _____

6 番 _____

12 番 _____